

## アメリカ大統領選挙

### 越 路 正 巳

(一) アメリカの大統領は自由主義陣営のリーダーとして重要な地位を担っている。その選挙手続は複雑煩瑣である。ここに一九八〇年一月四日に行われた大統領選挙の不在者(コロラド州住民)投票用紙の現物を法学部長・小野幸二教授の好意で入手することができたので、簡単な解説を試みるものである。

投票用紙には大統領選挙の投票用紙と合わせて、コロラド州選出の上院議員と下院議員、コロラド州裁判所裁判官、その他各種公職選挙の投票用紙が含まれており、さらに、コロラド州憲法、州法や居住郡条例の改正の可否や居住郡の増税案の可否を求める住民投票用紙が含まれている。大統領その他の公職投票用紙の場合にはそれぞれの候

補者名の末尾に空欄があり、有権者は投票すべき候補者名の末尾の空欄をボールペン等で穴をあければよいのである。また裁判官の審査と住民投票をするには各案件の末尾に「yes」、「no」の空欄があるので、有権者は自己の信念に従い、どちらかをやはりボールペン等で穴をあければよいのである。この裁判官の審査は日本の最高裁判所裁判官国民審査との民意の実現の点で若干異っている。

大統領選挙制度と裁判官審査制について若干の解説を試みたい。

(二) アメリカの大統領選挙は長期間に渡って、幾つものハードルを越えなければならぬ過酷な闘争の場である。

まず、一月に民主党や共和党（大統領候補はこれ以外の小党から若干名名乗りをあげることが多い）の党員が各州において予備選挙その他の方法で代議員を決定する（その過程で有力候補が実際には絞られていく）。ついで七月、八月には、その代議員が全国大会において具体的にそれぞれの政党の候補者を正式に決定する。さらにその二大政党などの候補者が九月の第一月曜日の勤労感謝の日（Labor Day）から全国の有権者の票を求めて一大キャンペーンを展開し、十一月の投票日を迎えるのである。

大統領選挙の投票日は、十一月の第一月曜日のあとの最初の火曜日と規定されている。したがって、一九八〇年の場合には十一月四日がそれに該当した。この日に選出されるのは大統領選挙人（elector）であって、大統領そのものではない。つまり間接選挙制であって有権者は特定の大統領候補者を支持している各政党の大統領選挙人に投票するのである。大統領選挙人は、十二月の第二水曜日の次の月曜日に、各々の州の首都に集まって、大統領候補者および副大統領候補者に形式的に投票する。その結果は上院議長

に送付され、上院議長は翌年の一月六日に上院議員および下院議員の出席の下で開票する。そして新大統領は一月二〇日に大統領就任式を迎えるのである。従って、十一月に行なわれる大統領選挙人の決定によって事実上は当落が決定されているのであり、そのことはマスコミによって次の日には全国民に伝達されているのである。

選挙人の数はアメリカ連邦憲法二条によって、それぞれの州が連邦議会で割り当てられている上院および下院の議員の総数とされている。現在、上院議員数は各州二名で合計一〇〇名であり、下院議員数については「議員割当法」による総計四三五名は一〇年ごとに行われる国勢調査によって各州に配分されるので、人口数を忠実に反映している。さらに、一九六一年制定の憲法修正二三条は首都ワシントン市（コロンビア特別区）に三名の大統領選挙人を特に認めているので、結局五三八名となっている。

各州の選挙人数はそれぞれ大きな差があるが、それは前述のように下院議員数が人口比率によって定められているからである。小さい州としてはアラスカ州、ネバダ州は両

09

GENERAL ELECTION

TUESDAY, NOVEMBER 4, 1980

116

OFFICIAL GENERAL ELECTION BALLOT
COUNTY CLERK AND RECORDER
MAY ANN FEUERSTEIN
STATE JUDICIAL QUESTIONS
COUNTY CLERK AND RECORDER
MAY ANN FEUERSTEIN
COUNTY QUESTION
SALES AND USE TAX

91301 AV C

GENERAL ELECTION

TUESDAY, NOVEMBER 4, 1980

116

OFFICIAL GENERAL ELECTION BALLOT
COUNTY CLERK AND RECORDER
MAY ANN FEUERSTEIN
STATE JUDICIAL QUESTIONS
COUNTY CLERK AND RECORDER
MAY ANN FEUERSTEIN
AMENDMENTS TO THE CONSTITUTION AND LAWS OF THE STATE OF COLORADO INITIATED, REFERRED AND SUBMITTED TO BE VOTED ON

91205 B VOTE BOTH SIDES AV

GENERAL ELECTION

TUESDAY, NOVEMBER 4, 1980

116

OFFICIAL GENERAL ELECTION BALLOT
COUNTY CLERK AND RECORDER
MAY ANN FEUERSTEIN
PRESIDENTIAL ELECTORS
U.S. SENATOR
REPRESENTATIVE TO THE 97TH U.S. CONGRESS DISTRICT 4

91101 VOTE BOTH SIDES AV

3 Shall Article II of the constitution of the State of Colorado be amended to provide that an unincorporated area may be annexed to a municipality only if the annexation has been approved by a majority vote of the registered electors in such area who have the right to vote in the general election...
4 Shall Article VIII of the constitution of the State of Colorado be amended to provide that in order that all persons shall have the right to sell or transfer their real estate or any interest therein subject to existing liens...
5 Shall any bank beginning July 1, 1981, be permitted to establish one or more branches outside the boundaries of the principal office of the bank...
6 Shall the Colorado Revised Statutes be amended to provide that the directors of a fifteen member board of directors of the Regional Transportation District?

91202 B VOTE BOTH SIDES

REGENT OF THE UNIVERSITY OF COLORADO AT LARGE, SIX YEAR TERM
DAVID SUNDERLAND
MARGARET L. STORMS
REGENT OF THE UNIVERSITY OF COLORADO CITY CONGRESSIONAL DISTRICT
ROY H. SHORE
STATE REPRESENTATIVE
DISTRICT 50
EUNICE W. FINE
WILLIAM A. RUPP
DISTRICT ATTORNEY 10TH JUDICIAL DISTRICT
ROBERT N. MILLER
MICHAEL A. VARALLO
COUNTY COMMISSIONER AT LARGE
NORMAN CARLSON
DORIS W. WILLIAMS
COUNTY COUNCILMAN AT LARGE
ROBERT P. MARTIN
COUNTY COUNCILMAN DISTRICT 2

91118 A VOTE BOTH SIDES

者とも下院議員数一名なので、選挙人数は三名となる。ところが大きい州ではニューヨーク州が三九名、カリフォルニア州が四三名であり、したがって選挙人数は四一名と四五名になる。投票に際しては、一票でも多く得票した政党の大統領選挙人団がその州の選挙人の全部票を獲得する「一括方式」のシステムがとられているので、大統領選挙の死命を制するのは、大票団である大きな州の動向である。選挙人総数五三八名(票)の過半数二七〇名(票)を獲得した大統領候補者が当選の栄に輝やくのである。

大統領資格については、憲法は「出生による合衆国市民」であること、年令三五歳以上であること、さらに「四年間合衆国内の住民で」あることを求めている。

尚、大統領選挙と合せて、次の公職選挙も実施される。

- A 連邦議会上院議員の全員(任期二年)
- B 連邦議会上院議員の三分の一(任期六年)
- C 五〇州の知事の三分の一(任期二年ないし四年)
- D 数千人にのぼる州議会議員および市町村議会議員

(任期多様)

(三) アメリカの裁判所制度は連邦裁判所と州裁判所の二本立になっており、管轄事項が異っている。大統領選挙ともに行われる裁判官への投票は州裁判所に関するものである。ここでは州裁判所裁判官制度について紹介することにする。

アメリカの諸州は、それぞれの州の建設の歴史を背景に州憲法と州法に基づき異った裁判制度を有している。それらは二つのグループに大別でき、州の数も各々ほぼ等しい。一つは最高裁判所、控訴裁判所そして地方裁判所に当る上級裁判所の三審制のグループであり、他は最高裁判所と上級裁判所の二審制のグループである。以上が基本的な裁判所であり、これらに属する全州の裁判官の数は一九七〇年段階で約五〇〇〇名といわれている。それ以外に特殊な事件を管轄する特別裁判所が各州で設置されている。例えば、郡、市、町および村での独自の裁判所である。これらに属する裁判官は治安判事と呼ばれ、一般には、法曹資格(司法試験に合格し弁護士になりうる資格)を有していない。

選任の方法については、国民の意思を大幅に取り入れる制度が採用されている。それはジャクスニアン・デモクラシーの影響を受けて形成されたものであり、公選制と州民審査制に大別できる。前者は文字通り選挙で選出するものであり、裁判官と政治や政党が深く結びつきやすいものである。後者は選任に際して政治的な影響が強すぎないように配慮したもので、知事等が任命した後で国民の信を問う方法である。コロラド州は後者の方法を採用しており、九名の諮問委員（そのうち法律家は四名）は裁判官候補者三名を推薦し、知事はそのうち一名を任命する。その後で国民の投票によってその任命の信を問うものであり、「yes」又は「no」の投票の多い票数で決定するものである。

日本の最高裁判所裁判官国民審査とは次の点で異なっている。第一に知事の任命した裁判官がその地位を得持することについて、有権者は「yes」か「no」のどちらかを選ばなければならない。従って、賛・否の意志表示をした者の多数で人事が決定されるわけである。一方、日本の裁判官制度に国民の意思が不十分にしか反映されず、最高裁判所

国民審査の場合でも、通説、判例とも解職制度と解しており、投票用紙の裁判官の氏名の上欄に積極的に「X」を付した数が空欄を白紙のまま投票した数を上廻らない限り、信任されたとするのである。要するに、罷免を可とする投票以外の投票に罷免を可としない効果をもたらすのである。第二には一九三九年のアメリカ法律家協会（American Bar Association）の提言通り、諮問委員会を設置し、その推薦を受けていることである。そして、その構成員に非法律家が含まれているのである。日本では最高裁判所創設期のみに見られた制度である。第三には、諮問委員会は三名の候補者を推薦していることである。これは住民の意志を代表する公選知事の見解の入る余地を残しているものである。日本では現在行われていないが、創設期の委員会は候補者の倍数を推挙したのであった。

尚、この解説を草するに際して阿部齊「アメリカの大統領」・田中英夫「英米の司法」・望月礼二郎訳「アメリカの裁判制度」を参照した。